

発行後レビュー

伊藤忠商事が 2021 年に発行した SDGs 債について

ムーディーズ ESG ソリューションズは、伊藤忠商事株式会社が 2021 年に発行した SDGs 債は、2018 年版のグリーンボンド原則(“GBP”)、2020 年版のソーシャルボンド原則(“SBP”)に引き続き適合しているとの意見を表明します。



本発行後レビューは、英語版「Independent Review」の和訳版です。和訳版と英語版の間に矛盾または不一致がある場合、英語版が優先されるものとします。

概要

- ▶ ムーディーズ ESG ソリューションズ(以下「MESG」)は、発行体が従来のコミットメントに沿って調達資金を適格プロジェクトのファイナンスに用いている事に対して合理的な評価を表明します。
- ▶ MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿って評価と選定のプロセスを実施されている事に対して合理的な評価を表明します。
- ▶ MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿って調達資金を管理されている事に対して合理的な評価を表明します。
- ▶ MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿ってレポーティングのプロセスを実施されている事に対して合理的な評価を表明します。
 - 資金充当に関するレポーティングのプロセスが従来のコミットメントに沿って実施されている事に対して合理的な評価を表明します。資金充当のレポーティングに用いられたカテゴリー毎の指標は適切で明確です。
 - 資金充当された適格プロジェクトの環境・社会便益に関するレポーティングのプロセスが従来のコミットメントに沿って実施されている事に対して合理的な評価を表明します。環境・社会便益のレポーティングに用いられたカテゴリー毎の指標(アウトプット、アウトカム、インパクト)は適切で明確です。

要旨: GBP2018 及び SBP2020 への適合性				
調達資金の用途	プロジェクトの評価と選定のプロセス	調達資金の管理	資金充当に関するレポーティング	環境・社会便益のレポーティング
合理的	合理的	合理的	合理的	合理的
中程度	中程度	中程度	中程度	中程度
弱い	弱い	弱い	弱い	弱い

連絡先

サステナブル・ファイナンス・チーム clientservices@moodys.com

本発行後レビューの背景

ムーティーズ ESG ソリューションズ(以下「MESG」)は、伊藤忠商事株式会社(以下「発行体」または「伊藤忠」)が 2021 年に発行した SDGs 債¹の管理について、資金充当及びインパクトレポート²に基づき、独立した意見(以下「レビュー」)を表すよう要請を受けました。

MESG は、発行体の作成した SDGs 債フレームワーク³の持続可能性について、2021 年 3 月 18 日に独立した意見⁴(以下「セカンドオピニオン」または「SPO」)を発行しています。

本レビューは、MESG独自の環境・社会・ガバナンス(以下「ESG」)評価手法及び最新版の国際資本市場協会のグリーンボンド原則(以下「GBP」)自主ガイドライン(2018年6月版)、ソーシャルボンド原則(以下「SBG」)自主ガイドライン(2020年版)に基づいて作成されています。

本レビューは、下記の内容に基づいています。

- 適格プロジェクト:環境・社会便益を伴う適格プロジェクトへの資金充当、およびこれらのプロジェクトのアウトプットとインパクトについてのレポートの状況が事前のコミットメントに沿っているか
- 債券:債券のプロセス(評価と選定、調達資金の管理)と資金充当のレポートの状況が事前のコミットメントに沿っているか

本レビューは国際資本市場協会の自主ガイドライン⁵に定める「Second Party Opinion」に該当し、発行後の調達資金の管理及び内部追跡状況に関する保証または監査ではありません。

MESGは、(1)公的な情報源、メディア及びステークホルダーから収集した公開情報、(2) MESG独自の ESG 格付データベースの情報、(3)発行体から書面で提供された情報をもとに意見表明しています。

伊藤忠は MESG に、2022 年 5 月 27 日公表予定の伊藤忠の資金状況及びインパクトレポートの最新のドラフトを提供しました。

本レビューのための精査は 2022 年 4 月 28 日から 2022 年 5 月 17 日まで行われました。当社は、精査にあたって必要な全ての資料の提供を提供されたと考えています。また、これらのデータの正確性を確認するために合理的な努力を行いました。

外部レビューのスコープ

<input checked="" type="checkbox"/>	発行後レビュー	<input type="checkbox"/>	インパクトレポートの認証
<input type="checkbox"/>	資金充当の認証	<input type="checkbox"/>	クライメートボンドイニシアティブ認証

¹ 「SDGs 債」とは、発行体が本フレームワークから発行済みもしくは発行予定の債券のことを指します。「SDGs 債」という名前は発行体によって決められたものであり、MESG の意見を反映したものではありません。

² <https://www.itochu.co.jp/ja/csr/sdgsbond/index.html>

³ https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_framework_jp.pdf

⁴ https://www.itochu.co.jp/ja/csr/pdf/sdgs_spo_jp.pdf

⁵ <https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/Guidelines-for-GreenSocialSustainability-and-Sustainability-Linked-Bonds-External-Reviews-February-2021-170221.pdf>

結果の詳細

調達資金の使途

ムーディーズ ESG ソリューションズ(以下「MESG」)は、発行体が従来のコミットメントに沿って調達資金を適格プロジェクトのファイナンスに用いている事に対して合理的な評価を表明します。

発行体によると、調達資金の全額である 5 億米ドルが適格プロジェクトに充当されており、各カテゴリーへの充当割合は以下の通りです:

「温室効果ガス排出削減に向けた取組」66%、「ファミリーマートにおける温室効果ガス排出削減に向けた取組」5%、「持続可能な食品システム」29%。

既存事業への充当(リファイナンス)の場合は、事前のコミットメント通り、ロックバック期間は 36 ヶ月以内です。

発行体によると、調達資金は下記の適格プロジェクトのカテゴリーに充当されました。

温室効果ガス排出削減に向けた取組:

- 1) 再生可能エネルギー
 - 再生可能エネルギーの利用増加
 - 直接排出量が⁶ 100g-CO2/kWh 未満の太陽光・風力(陸上・洋上)発電に係る建設・買収・維持・運営費用
 - 自家消費型太陽光発電の普及に資する、蓄電池の調達

2021 年 3 月 31 日時点でのこのカテゴリーへの合計充当額は 3.31 億米ドルです。

ファミリーマートにおける温室効果ガス排出削減に向けた取組:

- 1) 再生可能エネルギー
 - 再生可能エネルギーの導入
 - ファミリーマートにおける、店舗屋上への太陽光パネルの設置にかかる設備投資
- 2) エネルギー効率
 - エネルギー効率の改善
 - ファミリーマート店舗における自然又は気候に優しい冷媒を使用した冷凍・冷蔵庫の導入
 - ファミリーマートにおける、店舗 LED 化にかかる設備投資

2022 年 3 月 31 日時点でのこのカテゴリーへの合計充当額は 0.27 億米ドルです。

持続可能な食品システム:

- 1) 持続可能な食品システム
 - 外部認証を取得したコーヒー豆の調達⁶
 - 生産者の地位向上・フェアトレードを目的とした、レインフォレスト・アライアンスや C.A.F.E. プラクティス等の認証コーヒー豆の調達
 - 外部認証を取得した鯉鮪の調達
 - 水産資源の保護を目的とした、MSC(海洋管理協議会⁷)等の認証鯉鮪の調達

2021 年 3 月 31 日時点でのこのカテゴリーへの合計充当額は 1.42 億米ドルです。

本 SDGs 債の資金が充当されなかった適格プロジェクトは以下の通りです:

⁶ https://www.itochu.co.jp/en/csr/society/value_chain/actionplan/index.html

⁷ <https://www.msc.org/>

「温室効果ガス排出削減に向けた取組」カテゴリーのうち「主に太陽光発電の蓄電のための、次世代リチウムイオン電池の製造・開発」、「持続可能な食品システム」カテゴリーのうち「グレープシードオイルの調達」、「医療サービス・インフラサービスへのアクセスの提供」カテゴリー内のすべてのプロジェクト。

調達資金が充当された適格プロジェクトは、発行体が事前に環境及び社会目標としていた、気候変動の緩和、社会経済的進歩および地位の向上、安全な職の流通、の3つに貢献しています。

MESG は、発行体が環境・社会便益を、事前のコミットメント通り明確に評価していることを確認しました。

発行体によると、充当金額の 95%がリファイナンスとして「温室効果ガス排出削減に向けた取組」及び「持続可能な食品システム」に充当され、残りは新規ファイナンスとして「ファミリーマートにおける温室効果ガス排出削減に向けた取組」に充当されました。

SDGs への貢献

上記の適格カテゴリーは 8 つの持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものと考えます。

適格カテゴリー	SDG	SDG ターゲット
持続可能な食品システム	 1 No Poverty	1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
持続可能な食品システム	 2 Zero Hunger	2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
エネルギー効率	 7 Affordable and Clean Energy	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
再生可能エネルギー		7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
持続可能な食品システム	 8 Decent Work and Economic Growth	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
再生可能エネルギー	 12 Responsible Production and Consumption	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
持続可能な食品システム		
再生可能エネルギー	 13 Climate Action	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。
エネルギー効率		
持続可能な食品システム	 14 Life Below Water	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
持続可能な食品システム	 15 Life on Land	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿って評価と選定のプロセスを実施されている事に対して合理的な評価を表明します。

適格プロジェクトの評価・選定プロセスは、事前のコミットメントに従って適切に実施されています。MESG はすべての必要な文書入手することができました。(以下参照)

適格プロジェクトの評価・選定プロセスは明確な役割と責任を持つ関係部署が関与しています。

- 発行体は以下の関係部署の関与を確認しました。
 - 財務部
 - サステナビリティ推進部
- 上記部署は、下記の責任を果たしました。
 - 対象資産の適格基準への準拠の検証(環境・社会に対して長期的にプラスの影響を与える可能性が高いと思われるものに限って適格とする方針)
 - 対象資産が「資金使途」で規定されている内容と一致していることの確認
 - フレームワークの内容を確認し、会社の事業戦略や技術、市場等に関する変更を本文書に適宜反映・更新
 - また、発行体は適格プロジェクトは全て適格基準を満たしていたため、資産の入れ替えが発生しなかったことを確認しました
- 発行体は、事前のコミットメント通り、ESG リスクおよび ESG 論争のモニタリングが行われたことを確認しました。
 - 適格プロジェクトの ESG リスクを管理するためサステナビリティ委員会⁹を開催し、協議内容について取締役会へ報告
 - 事業投資プロセスにおいて、環境、社会に与える影響や投資対象のガバナンス状況を含む、ESG リスク評価の実施
 - 「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」に基づいて、アンケート形式のサステナビリティ調査や選定されたサプライヤーの訪問を含むサプライチェーンリスクマネジメント
- 発行体は、SPO に記載通り、以下の除外クライテリアに適合するプロジェクトに資金が充当されなかったことを確認しました。
 - 石炭を含む火力発電
 - 鉱業(あらゆる形態の炭鉱を含む)
 - 大豆/パーム油のバリューチェーン

⁹ 主要な社内委員会の一つであるサステナビリティ委員会は、全社レベルでのリスク管理の一環として、サステナビリティを推進しています。サステナビリティ委員会は、人権、労働安全、気候変動、自然災害、ESG 投資等の ESG リスクに対応しています。

調達資金の管理

MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿って調達資金を管理されている事に対して合理的な評価を表明します。

MESG は財務監査を入手していませんが、発行体によると調達資金の管理は事前のコミットメント通り財務部により行われました。

- 発行体は債券を 2021 年 3 月 30 日に発行し、4.73 億米ドル(調達資金の 95%)を 2021 年 3 月 31 日に充当し、残りの 0.27 億米ドル(5%)を 2022 年 3 月 31 日に充当しました。これは、事前のコミットメント通り 24 ヶ月以内の充当です。
- 発行体は未充当金を一般勘定にて管理し、未充当金は現金または現金同等物にて運用しました。

また、発行体は充当されたすべてのプロジェクトが適格基準を満たしており、非適格のプロジェクトはなかったことを確認しています。また、充当されたものの中止になったプロジェクトもありませんでした。

モニタリングとレポーティング

MESG は、発行体が従来のコミットメントに沿ってレポーティングのプロセスを実施されている事に対して合理的な評価を表明します。

発行体は事前のコミットメント通り、年次で報告をし、発行体のウェブサイトで開催予定です。

発行体は、適格カテゴリーの環境・社会便益に関する計算方法と仮定をMESGに開示していますが、事前のコミットメント通り、これらを公開する予定はありません。

発行体は、適格カテゴリーへの調達資金の充当状況及び環境・社会便益は事前のコミットメント通り社内にて認証されたことを確認しました。MESGは調達資金の充当及び便益に関する内部承認文書を確認しました。

調達資金の充当に関するレポート

資金充当に関するレポーティングのプロセスが実施されていると Reasonable な確証を持っています。このプロセスは、事前のコミットメント通りです。資金充当のレポーティングに用いられたカテゴリー毎の指標は適切で明確です。

- 適格グリーン/ソーシャルプロジェクトの、以下事業区分での充当額及び充当状況 (リファイナンス・新規ファイナンスの割合含む)
 - 温室効果ガス排出削減に向けた取組
 - ファミリーマートにおける温室効果ガス排出削減に向けた取組
 - 持続可能な食品システム
- 未充当資金の残高、および未充当資金の管理方法「調達資金の管理」への準拠

環境・社会便益に関するレポート

資金充当された適格プロジェクトの環境・社会便益に関するレポーティングのプロセスが従来のコミットメントに沿って実施されている事に対して合理的な評価を表明します。環境・社会便益のレポーティングに用いられたカテゴリー毎の指標(アウトプット、アウトカム、インパクト)は適切で明確です。

なお、一部適格カテゴリーには資金が充当されなかったため、関連する指標も開示されていません。

カテゴリー テーマ	適格 カテゴリー	環境・社会便益指標	MESGの意見
温室効果ガス 排出削減に向けた取組	再生可能エネルギー(発電)	- 発電量/想定発電量(MWh) - 推定 CO2 削減排出量(t-CO2e)	指標は適切で事前のコミットメント通りです。
	再生可能エネルギー(蓄電)	- 推定 CO2 削減排出量(t-CO2e)	指標は適切で事前のコミットメント通りです。
ファミリーマート における温室 効果ガス排出 削減に向けた 取組	再生可能エネルギーの導入	- 推定 CO2 削減排出量(t-CO2e)	指標は適切で事前のコミットメント通りです。
	エネルギー効率	- 推定 CO2 削減排出量(t-CO2e)	指標は適切で事前のコミットメント通りです。
持続可能な食 品システム	外部認証を取得したコーヒー豆の調達	- 取り扱い認証比率	指標は適切で事前のコミットメント通りです。
	外部認証を取得した鯉鱈の調達	- 取り扱い認証比率	指標は適切で事前のコミットメント通りです。

なお、2021年のSDGs債により充当されなかったため充当レポート及びインパクトレポートに含まれなかった適格プロジェクトは以下の通りです。「温室効果ガス排出削減に向けた取組」カテゴリーのうち「主に太陽光発電の蓄電のための、次世代リチウムイオン電池の製造・開発」、「持続可能な食品システム」カテゴリーのうち「グレープシードオイルの調達」、「医療サービス・インフラサービスへのアクセスの提供」カテゴリー内のすべてのプロジェクト。

評価手法

MESG は、いかなる組織又は活動のサステナビリティを評価するにあたって、環境、社会、ガバナンス(ESG)の各要因は互いに絡み合い補完しあっていることから、その要因を個別に分解し単独で評価することは適切ではないと考えています。したがって債券を評価するにあたって、発行体の組織としての ESG パフォーマンス評価し、その上で当該債券のプロセスやコミットメントについて評価する必要がありますと考えています。

当社が提供するセカンドオピニオンは3段階の内部品質管理(アナリスト、プロダクションマネージャー、クオリティレビューアー)が行われています。このプロセスは必要に応じて専門委員会とスーパーバイザーによる最終レビューと検証によって補完されます。また、苦情等の申し立ての権利は当社が評価の対象となった全ての会社に保証されています。

本レビューは、下記の内容に基づいています。

- 適格プロジェクト:環境・社会便益を伴う適格プロジェクトへの資金充当、およびこれらのプロジェクトのアウトプットとインパクトについてのレポートの状況が事前のコミットメントに沿っているか。
- 債券:債券のプロセス(評価と選定、調達資金の管理)と資金充当のレポートの状況が事前のコミットメントに沿っているか。

適格プロジェクトのレビュー

適格プロジェクトに関して発行体の事前のコミットメントに沿っているかの分析は以下を対象としています。

1. 発行体が、適格カテゴリーの定義に基づいた適格基準、及びESGコミットメントに基づいた選定基準に沿って、持続可能性に貢献するプロジェクトに資金を充当しているか。
2. 発行体が事前のコミットメント通りの環境・社会便益に関するアウトプット及びインパクトをレポートしているか(インパクトレポート)。レポート指標はレポートの質(関連性および網羅性)と、レポートの性質及びマネジメントに関して評価します。

債券のレビュー

債券に関して発行体の事前のコミットメントに沿っているかの分析は、1. 債券のプロセス及びコミットメントの実施、2. 債券レベルのレポート、を対象としています。

1. 債券のプロセス及びコミットメントの実施に関する分析は下記を含みます。
 - プロジェクトの評価と選定のプロセス(例:実施されたプロセスの一貫性、効率性やESG論争について)。
 - 債券発行前に定められている調達資金の管理方法に沿った調達資金の充当プロセス。
2. 発行体が事前のコミットメント通りの債券レベルのレポートをしているかの分析は下記を含みます。
 - 調達資金の充当のレポート。レポート指標はレポートの質(関連性および網羅性)と、レポートの性質及びマネジメントに関して評価されます。

MESGの評定尺度

保証レベル	
合理的	既定の方針や目標等に沿った行動をとることについて高い期待が持てる。
中程度	既定の方針や目標等に沿った行動をとることについて一定程度の期待が持てる。
弱い	既定の方針や目標等に沿った行動をとることについてあまり期待が持てない。

STATEMENT ON MOODY'S ESG SOLUTIONS' INDEPENDENCE AND CONFLICT-OF-INTEREST POLICY

Transparency on the relation between MOODY'S ESG and the Issuer: MOODY'S ESG has not carried out any audit mission or consultancy activity for ITOCHU Corporation. MOODY'S ESG has provided Second Party Opinion to ITOCHU Corporation's SDGs Bond Framework. Independence, transparency, quality and integrity requirements are all formalised within our Moody's Code of Conduct.

This opinion aims at providing an independent opinion on the sustainability credentials and management of the Bonds, based on the information which has been made available to MOODY'S ESG. MOODY'S ESG has neither interviewed stakeholders out of the Issuer's employees, nor performed an on-site audit nor other tests to check the accuracy of the information provided by the Issuer. The accuracy, comprehensiveness and trustworthiness of the information collected are a responsibility of the Issuer. The Issuer is fully responsible for attesting the compliance with its commitments defined in its policies, for their implementation and their monitoring. The opinion delivered by MOODY'S ESG neither focuses on the financial performance of the Bonds, nor on the effective allocation of its proceeds. MOODY'S ESG is not liable for the induced consequences when third parties use this opinion either to make investments decisions or to make any kind of business transaction. Restriction on distribution and use of this opinion: The deliverables remain the property of MOODY'S ESG. MOODY'S ESG grants the Issuer all rights to use the final version of the Second Party Opinion delivered for external use via any media that the Issuer shall determine in a worldwide perimeter. The Issuer has the right to communicate to the outside only the Second Party Opinion complete and without any modification, that is to say without making selection, withdrawal or addition, without altering it in any way, either in substance or in the form and shall only be used in the frame of the contemplated concerned issuance. The Issuer acknowledges and agrees that MOODY'S ESG reserves the right to publish the final version of the Second Party Opinion on MOODY'S ESG's website and on MOODY'S ESG's internal and external communication supporting documents.

© 2022 Moody's ESG Solutions France SAS and/or its licensors and subsidiaries (collectively, "Moody's ESG"). All rights reserved.

Moody's ESG provides its customers with data, information, research, analyses, reports, quantitative model-based scores, assessments and/or other opinions (collectively, "Research") with respect to the environmental, social and/or governance ("ESG") attributes and/or performance of individual issuers or with respect to sectors, activities, regions, stakeholders, states or specific themes.

MOODY'S ESG'S RESEARCH DOES NOT ADDRESS NON-ESG FACTORS AND/OR RISKS, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO: CREDIT RISK, LIQUIDITY RISK, MARKET VALUE RISK, OR PRICE VOLATILITY. MOODY'S ESG'S ASSESSMENTS AND OTHER OPINIONS INCLUDED IN MOODY'S ESG'S RESEARCH ARE NOT STATEMENTS OF CURRENT OR HISTORICAL FACT. MOODY'S ESG'S RESEARCH: (i) DOES NOT CONSTITUTE OR PROVIDE CREDIT RATINGS OR INVESTMENT OR FINANCIAL ADVICE; (ii) IS NOT AND DOES NOT PROVIDE RECOMMENDATIONS TO PURCHASE, SELL, OR HOLD PARTICULAR SECURITIES; AND (iii) DOES NOT COMMENT ON THE SUITABILITY OF AN INVESTMENT FOR ANY PARTICULAR INVESTOR. MOODY'S ESG ISSUES ITS RESEARCH WITH THE EXPECTATION AND UNDERSTANDING THAT EACH INVESTOR WILL, WITH DUE CARE, MAKE ITS OWN STUDY AND EVALUATION OF EACH SECURITY THAT IS UNDER CONSIDERATION FOR PURCHASE, HOLDING, OR SALE.

MOODY'S ESG'S RESEARCH IS NOT INTENDED FOR USE BY RETAIL INVESTORS AND IT WOULD BE RECKLESS AND INAPPROPRIATE FOR RETAIL INVESTORS TO USE MOODY'S ESG'S RESEARCH WHEN MAKING AN INVESTMENT DECISION. IF IN DOUBT YOU SHOULD CONTACT YOUR FINANCIAL OR OTHER PROFESSIONAL ADVISER. MOODY'S ESG'S RESEARCH IS NOT INTENDED FOR USE BY ANY PERSON AS A BENCHMARK AS THAT TERM IS DEFINED FOR REGULATORY PURPOSES AND MUST NOT BE USED IN ANY WAY THAT COULD RESULT IN THEM BEING CONSIDERED A BENCHMARK.

ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS PROTECTED BY LAW, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, COPYRIGHT LAW, AND NONE OF SUCH INFORMATION MAY BE COPIED OR OTHERWISE REPRODUCED, REPACKAGED, FURTHER TRANSMITTED, TRANSFERRED, DISSEMINATED, REDISTRIBUTED OR RESOLD, OR STORED FOR SUBSEQUENT USE FOR ANY SUCH PURPOSE, IN WHOLE OR IN PART, IN ANY FORM OR MANNER OR BY ANY MEANS WHATSOEVER, BY ANY PERSON WITHOUT MOODY'S ESG'S PRIOR WRITTEN CONSENT.

ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS OBTAINED BY MOODY'S ESG FROM SOURCES BELIEVED BY IT TO BE ACCURATE AND RELIABLE. BECAUSE OF THE POSSIBILITY OF HUMAN OR MECHANICAL ERROR AS WELL AS OTHER FACTORS, HOWEVER, ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS PROVIDED "AS IS" WITHOUT WARRANTY, EXPRESS OR IMPLIED, OF ANY KIND, INCLUDING AS TO THE ACCURACY, TIMELINESS, COMPLETENESS, MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR ANY PARTICULAR PURPOSE. MOODY'S ESG IS NOT AN AUDITOR AND CANNOT IN EVERY INSTANCE INDEPENDENTLY VERIFY OR VALIDATE INFORMATION IT RECEIVES.

To the extent permitted by law, Moody's ESG and its directors, officers, employees, agents, representatives, licensors and suppliers (together, "Moody's ESG Parties") disclaim liability to any person or entity for any (a) indirect, special, consequential, or incidental losses or damages, and (b) direct or compensatory losses or damages caused to any person or entity, including but not limited to by any negligence (but excluding fraud, willful misconduct or any other type of liability that, for the avoidance of doubt, by law cannot be excluded); on the part of, or any contingency within or beyond the control of any Moody's ESG Party, arising from or in connection with the information contained herein or the use of or inability to use any such information.

Additional terms For PRC only: Any Second Party Opinion, Climate Bond Initiative (CBI) Verification Report or other opinion issued by Moody's ESG: (1) does not constitute a PRC Green Bond Assessment as defined under any relevant PRC laws or regulations; (2) cannot be included in any registration statement, offering circular, prospectus or any other documents submitted to the PRC regulatory authorities or otherwise used to satisfy any PRC regulatory disclosure requirement; and (3) cannot be used within the PRC for any regulatory purpose or for any other purpose which is not permitted under relevant PRC laws or regulations. For the purposes of this disclaimer, "PRC" refers to the mainland of the People's Republic of China, excluding Hong Kong, Macau and Taiwan.

Additional terms for Hong Kong only: Any Second Party Opinion or other opinion that falls within the definition of "advising on securities" under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance ("SFO") is issued by Moody's ESG Solutions Hong Kong Limited, a company licensed by the Hong Kong Securities and Futures Commission to carry out the regulated activity of advising on securities in Hong Kong. This Second Party Opinion or other opinion that falls within the definition of "advising on securities" under the SFO is intended for distribution only to "professional investors" as defined in the SFO and the Hong Kong Securities and Futures (Professional Investors) Rules. This Second Party Opinion or other opinion must not be distributed to or used by persons who are not professional investors.